

答 申 第 2 号

令和4年11月2日

富山市議会議長 鋪田 博紀 様

富山市個人情報保護審査会

会長 金 川 治 人

富山市議会個人情報の保護に関する条例案について

(答申)

令和4年9月9日付け議席第1098号で諮問がありました、富山市議会個人情報の保護に関する条例案について、富山市個人情報保護条例（平成17年富山市条例第31号）の規定に基づき審議を行い、意見として取りまとめたので、次のとおり答申します。

# 答 申

富山市議会個人情報保護に関する条例案について

令和4年11月2日

富山市個人情報保護審査会

## 答申に当たって

社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立を図ることを目的として、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「改正法」という。）が、令和5年4月1日から施行される。これまで地方公共団体においては各団体の条例により個人情報保護制度が運用されてきたところ、令和5年4月以降は、改正法による全国的な共通ルールが適用されることになる。

富山市においても、平成4年に富山市個人情報保護条例を施行し、以後約30年にわたり、個人情報保護制度の適切な運用に努めてきたが、改正法において、議会は一部を除き法の適用の対象外となった。そのため、議会における個人情報の取扱いについては、別に規定を設ける必要がある。

今般、富山市議会議長から、富山市議会個人情報の保護に関する条例を制定するにあたっての条例案について諮問を受けたところである。富山市個人情報保護審査会では、鋭意検討を進め、意見を取りまとめるに至ったので、ここに答申する。

令和4年11月2日

富山市個人情報保護審査会

会長 金 川 治 人

## 1 基本的な考えについて

条例制定の基本的な考え方として、改正法及び市長の制定する施行条例と内容の整合を図り、また現行の富山市個人情報保護条例（平成17年富山市条例第31号。以下「現行条例」という。）における趣旨や取扱いの実際を出来る限り維持することは適当である。

### [規定の趣旨]

地方議会は改正法の適用対象外であることから、議会における条例の制定にあたっては、独自の規定を盛り込むことが可能である一方で、市民の混乱を避けるため、富山市としての個人情報の統一的、継続的な取扱いと一体的な運用を図ることが必要であることから、条例案の作成にあたっては、次の考えを基本として規定するもの。

- ① 個人情報の取扱いや開示請求の手続き等については、改正法と整合を図ることとする。（※全国市議会議長会から改正法を踏まえた「参考条例案」が送付されており、この「参考条例案」を基にして本条例案を作成することとする。）
- ② 市長が制定する「富山市個人情報保護法施行条例」において規定される内容との整合を図ることとする。（※同法施行条例案が明らかになった時点で、改めて議会における条例案の規定を見直すこととする。）
- ③ 現行条例における趣旨や取扱いの実際を出来る限り維持することとする。

### [答申の説明]

改正法が適用されない議会においても、富山市としての個人情報の統一的、継続的な取扱いと一体的な運用を図ることは必要である。そのため、改正法及び市長の制定する施行条例と内容の整合を図り、また現行条例における趣旨や取扱いの実際を出来る限り維持することを基本的な考えとして条例を制定することは適当である。

なお、今般、富山市長からの諮問に対し、審査会から別添のとおり答申をしたので、参考にされたい。

## 2-1 条例の目的について

条例の目的について、改正法ではなく現行条例の目的に沿った規定とすることは、適当である。

### [条例案（抜粋）]

#### (目的)

第1条 この条例は、富山市議会（以下「議会」という。）における個人情報の取扱いについての基本的事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって市民の議会に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な議会運営に資することを目的とする。

### [規定の趣旨]

新たに議会で制定する条例と現行条例とは、個人の権利利益の保護を主目的とする点に変わりなく、これまでの基本的事項としての個人情報の取扱いの考えを継続するとの観点から、現行条例の目的に沿った規定とした。

### [答申の説明]

条例第1条に規定する条例の目的について、改正法ではなく現行条例の目的に沿った規定とすることは、改正法と現行条例において個人の権利利益の保護を主目的とする点に変わりなく、改正法の目的として規定されている事項のうち議会には適用されないものもあることから、適当である。

## 2-2 「議長が別に定める」と規定することについて

改正法において政省令で定めることとされている事項について、「議長が別に定める」とすることは適当である。

### [条例案（抜粋）]

(定義)

#### 第2条

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が別に定めるものをいう。

(ほか第2条第2項、同条第3項、第11条、第17条第4項、第18条第2項、第19条第1項、同条第2項第1号カ、キ、同項第3号、第21条第2項、第26条第1項、第29条第1項、同条第2項、第30条第1項、同条第3項、第34条第2項、第41条第2項、第54条)

### [規定の趣旨]

改正法において、政省令等へ委任を行っている事項について、議会又は議長には会議規則、傍聴規則以外に規則を制定する権限がないため、全国市議会議長会の参考条例案では「議長が定める」と規定されている。本条例案では、これを「議長が別に定める」として規定した。

「別に」とした趣旨は、あらかじめ明文化しておくことの意味であり、具体的な手続きとしては、「議長が別に定める」とした項目について、会派間での調整を図りながら、形式的に議長が定め、そのうえで、告示等により、市民に周知することを想定している。

### [答申の説明]

地方自治法において、市長及び行政委員会は執行機関として、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程の制定権がある一方で、議会又は議長には議決機関として、会議規則及び会議の傍聴に関する規則の制定権のみが明記されている。これまでも議会におい

ては、条例により議会又は議長に委任するとされているものについては、議長が告示等を行ってきたところである。本条例においてもこれまでと同様に、議長に委任することについては適当である。

また、「別に」議長が定めるとする議会の考え方についても、適当である。

## 2-3 議員及び職員の責務について

条例において、議員及び職員の責務を明示することは適当である。

[条例案（抜粋）]

（議会の責務）

### 第3条

2 議員若しくは議員であった者又は事務局の職員若しくは職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

[規定の趣旨]

全国市議会議長会の参考条例では、議員の責務に関する規定は無いが、議員は議会の構成員として、条例に規定される個人情報の規律を順守する責務があることから、そのことを明確にするため、議会の責務に加えて、議員及び職員の責務を規定した。

[答申の説明]

改正法第67条と同様の規定である条例案第10条（従事者の義務）では、従事者の責務を規定しているところ、同条は個人情報の取扱いに従事する者にのみ適用されるため、議会においてそれ以外の議員及び事務局職員の責務を明確にする規定を別に設けることは適当である。



## 2-4 保有特定個人情報の取扱いに係る規定について

特定個人情報の取扱いについて、読み替え規定とはせず、直接に規定することは適当である。

### [条例案（抜粋）]

（保有特定個人情報の利用の制限）

第13条 議会は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（保有特定個人情報の提供の制限）

第14条 議会は、番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

### [規定の趣旨]

参考条例案では、保有特定個人情報の利用及び提供の制限に関して、第12条第5項において、第12条第1項及び第2項、第32（30）条並びに第40（38）条第1項第1号及び第2号における読み替え規定を設けているが、分かりやすさの観点から、第12条第5項を削除し、別に第13条及び第14条を規定するとともに第32条及び第40条第1項第1号及び第2号の規定を修正して規定した。

### [答申の説明]

特定個人情報の取扱いについては、行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）の規定により、利用制限や提供

制限が議会にも適用される。ただし、特定個人情報の利用制限の例外については、番号利用法第30条の規定によって改正法の規定を読み替えて適用することとなっているため、改正法の対象外である議会においては、条例で規定する必要がある。分かりやすさの観点から、読み替え後の改正法の規定と同様の内容を、読み替えではなく直接に規定することは適当である。

## 2-5 検索が著しく困難な情報の取扱いについて

検索が著しく困難な情報を開示等請求の適用除外規定を条例に設けないことは適当である。

[全国市議会議長会作成 参考条例案（抜粋）]

(適用除外)

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

[規定の趣旨]

本市議会において、この規定に該当するような保有個人情報を保有することは想定されないことから、参考条例案の当該規定は採用しないこととした。

[答申の説明]

本論点における議会の考え方については、適当である。ただし、仮に当該規定に該当する文書の取扱いが発生した場合には、適用除外とすることができず、開示請求への対応が必要となることは留意が必要である。

## 2-6 個人情報保護審査会の設置について

議会の行った開示決定等について審査請求があったときは、市の設置する個人情報保護審査会に諮問すると規定することは適当である。

[条例案（抜粋）]

（審査会への諮問）

第47条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、富山市個人情報保護条例（平成17年富山市条例第31号）第43条第1項に規定する富山市個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

[規定の趣旨]

開示決定等について審査請求があった際に諮問を行う審査会については、全国市議会議長から、①議会に個人情報保護審査会を置く、②執行機関の附属機関である個人情報保護審査会に諮問する、③行政不服審査会に諮問するとの3案が示されており、現行の取扱いを維持するため、②執行機関の附属機関である個人情報保護審査会に諮問することを採用することとした。

なお、②を採用するにあたっては、市長において個人情報保護審査会の設置を規定する条例に議会からの諮問に関する事務を規定する必要がある。

[答申の説明]

現行の取扱いを維持し、市の附属機関として設置される個人情報保護審査会に諮問するという議会の考え方は適当である。

なお、市長が制定する個人情報保護審査会設置条例において、審査会の所掌事務に、議会からの諮問に関する事務を規定する必要があると考える。

## 2-7 市の機関間での連絡及び協力について

議会と市の他の機関との連絡及び協力に係る規定を設けることは適当であるが、対象は「議会と市長」とすべきである。

[条例案（抜粋）]

(連絡及び協力)

第53条 議会及び市の機関（議会を除く。）は、この条例の施行に関し、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

[規定の趣旨]

これまで富山市においては、議会を含む実施機関が同一の条例の中で、総合窓口を設置するなどして、一体的に個人情報の保護に係る運用を行ってきたところである。今後、法律と条例で根拠法令が異なることとなるが、引き続き、市民の利便性や事務の効率化などを勘案し、個人情報保護の一体的な運用を行っていくことを明確にするため、市の機関間での連絡及び協力についての項目を規定した。

[答申の説明]

個人情報の保護に係る運用について、令和5年4月1日以降は根拠法令が議会と市の他の機関とで異なることとなるものの、引き続き、全市的に一体的な運用を図るためにこのような規定を設けることは、市民の利便性の観点からも適当である。

ただし、総合窓口を設置するなど市において当該制度を統括している市長以外の市の機関と連絡及び協力することは通常想定されないところであることから、対象は議会と市長とすることが適当である。また、「相互に緊密に連絡し、及び協力」する趣旨を規定において、より明確にした方がよい。具体的には、次のような規定とすることが適当である。

議会及び市長は、個人情報を取り扱うに当たっては、この条例の適用を受ける議会と個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 年富山市条例第 号）の適用を受ける市長との間に権衡を失しないように相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

なお、議会では、このような規定を「市長等が適用を受ける法施行条例にも規定すべき」との意見があったとのことであるが、本条例案に当該規定を設けることで、市長も適用を受けることになるから、法施行条例に規定する必要はないものとする。

最後に、審査会としては、改正法施行後は議会と他の市の機関とで根拠法令が異なることとなるが、これまでどおり、市長において、総合窓口の設置など制度の一体的な運用を図られることが適切であるとする。

別 添

# 答 申

個人情報保護に関する法律の改正に係る法施行条例の制定等について

令和4年11月2日

富山市個人情報保護審査会

## 答申に当たって

社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立を図ることを目的として、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「改正法」という。）が、令和5年4月1日から施行される。これまで地方公共団体においては各団体の条例により個人情報保護制度が運用されてきたところ、令和5年4月以降は、改正法による全国的な共通ルールが適用されることになる。

富山市においても、平成4年に富山市個人情報保護条例を施行し、以後約30年にわたり、個人情報保護制度の適切な運用に努めてきたが、この改正法の施行に伴い、議会を除く全ての市の機関が改正法の適用を受けることになったため、富山市個人情報保護条例を改正法に適合するように改廃等を行うこととなった。

今般、富山市長から、改正法を施行するための条例（以下「法施行条例」という。）の制定などの個人情報保護制度の見直し、情報公開制度と個人情報保護制度との整合性を確保するための対応などについて、諮問を受けたところである。富山市個人情報保護審査会（以下「市審査会」という。）では、鋭意検討を進め、意見を取りまとめるに至ったので、ここに答申する。

令和4年11月2日

富山市個人情報保護審査会  
会長 金川 治 人



## 1 条例で定める必要がある事項

### (1) 開示請求における手数料

開示請求における手数料は徴収しないこととし、その旨を法施行条例に規定することは適当である。また、写しの交付に要する費用については、実費として徴収することは適当である。

#### 【説明】

改正法第89条第2項では、「地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない」と規定しており、開示請求の手数料の額を法施行条例で定める必要がある。また、個人情報保護委員会の見解によれば、開示請求の手数料を徴収しないことも妨げられないが、その旨を法施行条例に定める必要があるとされている。

一方、富山市個人情報保護条例（平成17年富山市条例第31号。以下「現行条例」という。）では、開示請求における手数料は徴収せず、写しの交付の求めがあった場合にのみ、写しの作成及び送付に係る実費を徴収している。

この点について、これまで富山市では長年にわたって、開示請求における手数料は徴収せず実費のみを徴収してきた経緯があることや、新たに手数料を徴収する場合の市民の負担増に配慮する必要がある。

したがって、現行の運用が維持されるよう、手数料を徴収しない旨を法施行条例に規定し、写しの交付に要する費用は実費として徴収することが適当である。

## (2) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料は、現時点では法施行条例に規定しないこととし、提供制度を導入する際に法施行条例を改正し、手数料について規定することは適当である。

### 【説明】

改正法の施行に伴い、令和5年4月1日から地方公共団体に行政機関等匿名加工情報の提供制度が導入される。同法第119条第3項及び第4項では、「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない」と規定しているため、手数料の額を法施行条例に定める必要がある。

一方、市町村については、行政機関等匿名加工情報の提供制度の導入については、当面の間は任意である。

この点について、富山市長の説明によると、富山市においては直ちに当該提供制度を導入する予定はないとのことであることから、現時点では、法施行条例に当該手数料の額は規定せず、提供制度を導入する際に法施行条例を改正し規定することは適当である。

## 2 条例で定めることが法律上許容される事項

### (1) 条例要配慮個人情報

条例要配慮個人情報は、現時点では法施行条例に規定しないことは適當である。

#### 【説明】

改正法第2条第3項では、本人の人種、信条、社会的身分等の取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報を「要配慮個人情報」として位置付けている。さらに、同法第60条第5項では、要配慮個人情報に加え、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報を「条例要配慮個人情報」として位置付け、地方公共団体において条例で定めることができる旨を規定している。

一方、現行条例第5条第2項では、要配慮個人情報に相当するものとして、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を規定し、それらの個人情報の取得を制限している。

この点について、現行条例において要配慮個人情報に相当するものとして具体的に明記している思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は改正法の要配慮個人情報に全て含まれており、これに加え、本市の地域の特性その他の事情により独自に定義すべき情報項目は、現時点で見当たらない。

また、条例要配慮個人情報として規定した場合においても、要配慮個人情報と同様に、①個人情報ファイル簿の記載や、②漏えい等が発生した場合の委員会への報告の規律が追加されるものの、取得制限等の規律を条例で追加的に規定することは許容されていないことから、例えば性自認情報やDV情報等について、取扱いに配慮を要することを富山市の姿勢として示すための理念的な規定を設ける意義は一定程度認められるものの、総体的には規定する実質的必要

性が高いとは言えない。

したがって、法施行条例に条例要配慮個人情報規定しないことが適当である。

## (2) 個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表

個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表を継続することとし、その旨を法施行条例に規定することは適当である。

### 【説明】

改正法第75条第1項では、行政機関等が保有している個人情報ファイルごとに、個人情報ファイルの名称、利用目的などの事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表することが義務付けられる。

一方、現行条例では、富山市の各機関における個人情報取扱事務の存在及び概要を明らかにするため、同様の帳簿である「個人情報取扱事務登録簿」の作成及び公表を行っているが、当該帳簿の作成及び公表を継続する場合は、法施行条例に規定する必要があるとされている（個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）11参照）。

2つの帳簿を比較すると、次のような相違点がある。

- ・作成要件である本人の数は、「個人情報ファイル簿（1,000人以上）」よりも「個人情報取扱事務登録簿（100人以上）」の方が少ないため、後者の方が市民にとって把握できる個人情報の範囲が広い。
- ・作成の単位が、ファイル単位である「個人情報ファイル簿」よりも、事務単位である「個人情報取扱事務登録簿」の方が、市民にとって分かりやすい。
- ・特定個人情報に関する記載事項は、「個人情報取扱事務登録簿」にのみある。

上記のとおり、「個人情報取扱事務登録簿」は、富山市の各機関における個人情報取扱事務の状況をより幅広く把握でき、帳簿として分かりやすさの点でも優れており、また特定個人情報の取扱いに対する市民の不安や疑念等が現在も依然としてあることを考慮すると、個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表を継続することとし、その旨を法施行条例に規定することが適当である。

### (3) 開示等請求における不開示情報の範囲

改正法と富山市情報公開条例（以下「公開条例」という。）の不開示情報の範囲については、整合を図るべき相違点はないため、施行条例に規定を設けないことは適当である。

#### 【説明】

改正法と公開条例の不開示情報の整合性を確保するため、改正法第78条第2項では、条例で定めることにより、①改正法の不開示情報を公開条例と同様に開示にすること、②改正法の開示情報を公開条例と同様に不開示にすることができることとなっている。

改正法と公開条例の非開示情報について比較検討を行ったところ、公開条例第7条第6号の法令秘情報を除き、表現上の相違点は見受けられるものの、実質的な観点で相違するものは見受けられなかった。

また、唯一、明確な相違のある法令秘情報についても、個人情報保護委員会の見解によれば、要件である「行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報」に相当しないため、このような情報を条例で非開示情報として定めを置くことは許容されないとのことである。

したがって、改正法と公開条例の整合性を確保するための規定を施行条例に規定を設けないことは適当である。

#### (4) 開示請求等の手続

開示決定の処理期間は、請求のあった日を不算入の上、15日以内とする規定を法施行条例に設けることは適当である。また、公開条例についても整合を図る観点から、同じ取扱いとなるよう改正することは適当である。

#### 【説明】

改正法第108条では、保有個人情報の開示請求等の手続に関し、改正法に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができるとしている。

##### 1 開示請求の処理期間

改正法第83条第1項において、開示請求の処理期間は「開示請求のあった日から30日以内」としているが、一方、現行条例第23条第1項及び公開条例では「開示請求のあった日から起算して15日以内」としており、請求のあった日の期間算入の考え方、及び期間の日数に相違がある。

この点について、請求のあった日の期間算入の考え方については、個人情報保護委員会によれば、初日不算入とする民法第140条の規定と内容が異なる定めを設けることは許容していないとのことであるから、現行条例に合わせ初日算入とすることはできない。

他方、期間の日数については、改正法の30日以内とした場合、現行よりも決定に係る期間が著しく長くなるため、請求者にとって不利益となり得ることから、現行の15日以内とする運用が長期間にわたって行われ市民にも定着していることも考慮し、15日以内とすることが適当である。

##### 2 審査請求の手続

審査請求の手続については、現在、行政不服審査法の規定のみに基づき実施しており、現行条例には手続に関する独自の規定はなく、また現時点で特段新たに設ける規定は見当たらないため、法施行条例に規定する必要はない。

## (5) 審議会等への諮問

個人情報保護制度に係る重要事項については、市審査会に諮問することとし、その旨を法施行条例に規定することは適当である。

### 【説明】

改正法第129条では、地方公共団体の機関は、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」には、条例で定めるところにより、審議会に諮問することができる旨を規定している。

現行条例では、本人以外からの取得や目的外利用を行う場合に市審査会に諮問する規定があるが、改正法の施行後は、このような個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という改正法の趣旨に反するため許容されないとされている（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）9-4参照）。

一方、法施行条例の改正等の個人情報保護制度に係る重要事項は、審議会等の専門的な知見に基づく意見を聴いた上で運営していくことは重要な意義があると思慮するため、次の事項について審議会等へ諮問するよう法施行条例に規定されたい。

- ① 条例を改廃する場合
- ② 個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定める場合
- ③ 特定個人情報保護評価書の第三者点検をする場合
- ④ その他個人情報の取扱いに関する重要事項

なお、諮問先となる審議会等については、これまで上記の諮問事項は市審査会に諮問してきた経緯を踏まえ、引き続き、市審査会に対し諮問することは適当である。



### 3 その他

#### (1) 市審査会について

現行の市審査会を存続させることとし、審査請求の諮問機関として位置付けるとともに、その組織及び審議手続を定める「審査会設置条例」を制定することは適当である。

#### 【説明】

現行条例は、改正法の委任事項及び許容事項のみを規定する法施行条例として改廃されるため、市審査会はその根拠を失い一旦廃止となる。

一方、改正法では、開示決定等に対する審査請求について、行政不服審査法第81条第1項の機関に諮問することとなっており、特段の定めをしない場合は、富山市においては富山市行政不服審査会に諮問することとなるが、現行のとおり市審査会に諮問する場合は、別に「審査会設置条例」を制定する必要がある。

この点について、開示決定等に対する審査請求については、他の審査請求と比べ、継続的に一定の件数が見込まれる上に、その審議には高度な専門性を要することから、現行のとおり、行政不服審査会とは別に諮問機関を設けることは合理性が認められるため、市審査会を存続させることとし、その組織を定める設置条例を制定することは適当である。

また、改正法では、諮問機関の調査権限や審議過程での意見陳述等の諮問機関における審議手続が規定されていないことから、現行条例に規定されている審議手続と同様の規定を設置条例に規定することが適当である。

## (2) 死者に関する情報について

死者に関する情報の取扱いを規定する要綱を制定し、取扱いに関する考え方及び遺族に対する任意提供のルールを定めることは適当である。

### 【説明】

現行条例では、生存する個人と死者を区別することなく個人情報に含め、取扱いに関する規律や開示請求等の規律を適用しているが、一方、改正法では今般の改正以前から、個人情報は「生存する個人に関する情報」として定義しており、死者に関する情報については、取扱いに関する規律や開示請求等の規律は適用されないこととなっている。

また、個人情報保護委員会によれば、個人情報の定義の統一は、改正法の目的である個人情報保護法制に係る全国ルールの統一の根幹をなすものであり、これに反して死者に関する情報を条例で個人情報に含めることはできないとされている。

しかしながら、富山市が保有する死者に関する情報の中には、生存する個人と同等の記録が含まれているものもあり、その取り扱い方によっては、死者の名誉を傷つけてしまうことも予想されることから、改正法施行後においても、適切に取り扱われるようにすべきである。

さらに、病院の診療記録や消防の救急活動記録等、遺族が死者に関する情報を取得したいという需要は現に多くあることに鑑み、遺族に対する死者に関する情報の提供ルールは何らかの形で設ける必要があると思慮する。

したがって、死者に関する情報の取扱いを規定する要綱を制定し、取扱いに関する考え方及び遺族に対する任意提供のルールを定めることが適当である。

## 付言

これまで議会を含む富山市の各機関は、現行条例に基づき、富山市として個人情報保護制度の一体的な運用を図ってきたところであるが、改正法の施行により、議会以外の機関には改正法が適用される一方で、議会には改正法が適用されないことから独自に条例を規定することとなり、同じ富山市の機関においても根拠法令が異なることとなる。

しかしながら、市民の利便性や事務の効率性を勘案すると、総合窓口の設置や審査請求があったときの市審査会への諮問等、引き続き、相互に緊密に連絡し協力していくことにより、富山市として個人情報保護制度の一体的な運用を図りたい。